

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間について

2012.9 改訂

| | 対 象 疾 病 | 出席停止の期間の基準 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミヤ・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る) | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで |
| | 麻疹 | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退後2日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ※その他の感染症については学校において、大規模な流行が発生し、感染拡大を防ぐために必要があると認められた場合のみ適応される |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症※ | |

(注) 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、上記の限りではない。